

議会事務局の組織等に関する規程

（昭和53年12月9日 議会規程第1号）
改正 平成12年12月25日議会規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、北空知広域水道企業団議会事務局（以下「議会事務局」という。）の組織等に関し、必要な事項を定める。

（事務分掌）

第2条 議会事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）文書の收受、発送及び編さん、保存に関する事
- （2）公印の保管に関する事
- （3）議員の身分、報酬、手当及び費用弁償に関する事
- （4）職員の服務、諸給与に関する事
- （5）議会費予算及び経理に関する事
- （6）物品の出納、保管に関する事
- （7）本会議及び委員会に関する事
- （8）請願（陳情を含む）に関する事
- （9）議員の会議出席に関する事
- （10）会議の傍聴に関する事
- （11）議決及び決定事項の処理に関する事
- （12）議案の調査、立案に関する事
- （13）議会諸規程の制定又は改廃に関する事
- （14）各種資料の収集に関する事
- （15）議決原本の保管に関する事
- （16）公聴会に関する事。
- （17）会議録及び委員会の記録に関する事
- （18）その他議会庶務に関する事

（職の設定）

第3条 議会事務局に局長、書記その他の職員を置く。

2 書記その他の職員は、局長の命を受け、議会の事務を処理する。

（職務の代理）

第4条 事務局長に事故あるときは、議長の指定する者がその職務を代理する。

（準用規定）

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理については、企業長が定める規定を準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、昭和53年7月1日から適用する。

附 則（平成12年12月25日議会規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。